

生食輸発1215第4号  
平成27年12月15日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

トルコ産タヒニごまペースト及びその加工品の取扱いについて

標記については、平成25年6月13日付け食安輸発0613第6号により取り扱っているところです。

今般、トルコ政府から当該施設におけるサルモネラ属菌検出に係る原因究明及び再発防止策が示されたことから、上記通知を廃止し、通常の監視体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。